

議案第38号

沼田市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例について

沼田市建築基準法関係手数料条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年5月9日提出

沼田市長 星野 稔



沼田市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例

(沼田市建築基準法関係手数料条例の一部改正)

第1条 沼田市建築基準法関係手数料条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	12万円
-------------------------------------	------

を

法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	12万円
-------------------------------------	------

に、

法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
--	---

を

法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
--	--

法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
--	--

法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）
--	--

に、

定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
----------------------	---

法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査	12万円
--------------------------------------	------

を

法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査	12万円
--------------------------------------	------

に

改める。

(沼田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第2条 沼田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（住宅以外の部分を有しないものに限る。） 次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

イ 共用部分の床面積の合計が別表第2の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

第2条第1項第3号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「住宅」を「住宅の部分」に改め、同号ウ中「住宅及び建築物」を「住宅以外の部分」に改め、「3万3,000円に、」及び「を加えた額」を削り、同項第4号中「が共同住宅」を「が共同住宅等」に改め、同号ア中「住戸の低炭素建築物新築等計画」を「住宅の部分の低炭素建築物新築等計画」に、「当該申請に係る住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる」を「第2号に規定する」に改め、同号イ中「住宅の部分」が共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同

住宅である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあっては」を削り、同号イ(ウ)中「ウ(ウ)」を「ウ」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 住宅以外の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 住宅以外の部分の床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第3条 沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(平成28年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「第1条第1項第1号イに規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改める。

第2条第1項第1号中「同表の第2欄」を「省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)(非住宅部分を有しないものに限る。) 誘導仕様基準が適用される共同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅等(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。)にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあっては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

第2条第1項第3号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「住宅」を「住宅部分」に改め、同号イ(ア)中「同表の第2欄」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄」に改め、同号イ(イ)中「(以下「誘導基準標準入力法に係る基準」を

「又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同号ウ中「住宅及び建築物」を「非住宅部分」に、「イ」を「イ(イ)」に改め、同項第4号中「が共同住宅」を「が共同住宅等」に改め、同号ア中「住戸」を「住宅部分」に、「第2号ア(」を「第2号(同号ア及びイの規定を)」に改め、同号イ中「住宅部分が」を「誘導仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が」に、「共同住宅」を「共同住宅等」に、「それ」を「それら」に改め、同号イ(ア)中「同表の第2欄」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄」に改め、同号イ(ウ)中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同号ウ中「住戸及び建築物」を「非住宅部分」に、「イ」を「イ(ウ)」に改め、同項第5号中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第3項の表中

第1号、第2号ア並びにイ(ア)及びイ)、第3号イ(ア)並びに第4号イ(ア)及びイ)	第2欄	第4欄	を
---	-----	-----	---

第1号	省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄	に
第2号ア、第3号イ(ア)及び第4号イ(ア)	誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄	
第2号イ及び第4号イ(イ)	第2欄	第4欄	

改め、同表第3号イ(イ)の項中「（以下「誘導基準標準入力法に係る基準」を「又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改

め、同表第4号イ(ウ)及び第5号の項中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第4項中「法第35条第2項」の次に「(法第36条第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

第3条第1項第1号中「(以下「性能基準」を「又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」に、「同号イ(2)(i)」を「同号イ(2)」に改め、「モデル住宅法」の次に「又はフロア入力法」を加え、同項第2号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第1条第1項第2号イ(2)(i i)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」を「及び」に改め、同号イ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同項第3号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「モデル住宅法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物」に改め、同号イ中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同項第4号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア及びイ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同号ウ及び同項第5号中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第2項の表第1号の項中「(以下「性能基準」を「又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」に、「同号イ(2)(i)」を「同号イ(2)」に改め、「モデル住宅法」の次に「又はフロア入力法」を加え、同表第2号アの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第1条第1項第2号イ(2)(i i)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」を「及び」に改め、同表第2号イ及び第4号イの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同表第3号アの項中「第3号ア」の次に「及び第4号ア」を加え、「性能基準」を「性能基準等」に、「モデル住宅法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物」に改め、同表第3号イ、第4号ウ及び第5号の項中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同表第4号アの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。